

江成直士 子どもに笑顔 市民に安心 市政に直言
市議会だより

(相模原市議会 市民連合 議会報告資料) 2014 (H26) 年2月・発行
◇発行連絡所=相模原市中央区田名3158-5 ◇電話・FAX=042(762)0666

12月議会報告(市民連合)

子どもの権利条例、ブラック企業、 学カテストの結果公表について 江成議員の一般質問(2面から)



相模原市議会・25年12月定例会が、11月26日から12月20日まで開かれました。
江成議員は、一般質問と文教委員会質疑の他、公文書管理条例の賛成討論を行いました。

◇12月議会で決まった主な内容

- ◎平成25年度一般会計補正予算(第4号)=今年度の4回目で、補正額は27億1,700万円。この結果25年度一般会計予算の総額は、2,482億5,400万円になりました。
- ◎相模原市公文書管理条例の制定=市の現用公文書・歴史的公文書の適正管理、保存、利用を図り、市民への説明責任を果たすため制定されました。江成議員が、賛成討論を行いました。
- ◎職員定数条例の改正=児童相談所・一時保護所の開設など新しい行政課題に対応するため、職員定数を20名増員します。4月1日からの職員定数は、合計4,640名になります。
- ◎個人市民税控除対象の寄附金を受けるNPO法人の指定=個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れることのできる特定非営利法人(NPO)として、新たに「相模原こもれび」と「竹の子作業所」が指定されました。新しい公共の担い手として、活躍が期待されます。
- ◎市消防団条例の改正=大野台地区を受持地区とする「南方面隊第3分団第8部」を新設するため、消防団の定員を12名増員。全市の消防団員定員は、1,710名になります。
- ◎指定管理者の指定=グリーンプール、総合体育館、市民会館、杜のホール、ソレイユなど、市の施設を管理運営する指定管理者が指定替えの時期を迎え、継続を含め、合計28件の指定管理者の指定が行われました。市民の安全・安心の確保、サービスの充実が望まれます。

◎本会議と常任委員会の録画(開催中はネット中継=ライブ映像)が見られます。

☆ アクセスは、検索サイトから で をクリックして下さい。

※ 市議会ホームページ (<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/gikai/>)

※ 3月議会は、2月19日から始まります。江成議員は代表質問を行う予定です。

☆ 市議会HPでは、過去の会議録・録画映像も見ることが出来ます。是非アクセスしてみてください。

中期実施計画 (H26～28年拡充・新規事業) の概要・・・・・・・・

市は、「新・相模原市総合計画」を計画的に推進するための具体的な事業計画として、平成 26～28 年を計画期間とする「中期実施計画」を策定しました。教育や市民生活に直結する事業もありますが、大型開発プロジェクト関連もあり、財政運営も含めてしっかりとチェックしていく必要があります。以下、主な事業と総事業費の概要です。 () 内は、3 年間の総事業費・単位＝百万円

- 待機児童対策＝民間保育所や認定保育室、家庭的保育への補助 (4,072 百万円)
- 小児医療助成＝小 3 までの通院助成を H27 年から、新所得制限で小 6 に拡大 (6,364 百万円)
- 公共下水道耐震化＝ポンプ場、管路施設の耐震補強 (548 百万円)
- 小中学校体育館改修＝耐久化、バリアフリー化など災害時避難所機能の強化 (2,065 百万円)
- 児童支援体制強化＝いじめ、登校等に対応する教諭の授業を代替する講師配置 (100 百万円)
- 中学校少人数学級＝中学校 3 年生の 35 人以下学級のモデル事業実施 (26 百万円)
- 小中学校空調設備設置＝小中学校普通教室のエアコンを 27 年度から設置 (1,772 百万円)
- 通学路歩道橋整備＝夢の丘小、若草小通学路横断歩道橋の設置 (384 百万円)
- 公民館等大規模改修＝相原・麻溝・相武台・清新公民館、まちづくりセンター改修 (1,439 百万円)
- 横山競技場整備＝横山陸上競技場を球技やレクリエーション用の多目的フィールドに整備 (359 百万円)
- 旧南清掃工場跡地整備＝旧南清掃工場を解体し、跡地にリサイクルスクエア等を整備 (993 百万円)
- 総合補給廠共同使用地整備＝補給廠共同使用地にスポーツ・レクリエーションゾーンを整備 (1,226 百万円)
- 麻溝公園整備＝麻溝競技場周辺にジョギングコースやトイレ、駐車場を整備 (654 百万円)
- 橋本駅・相模原駅周辺整備＝両駅周辺のまちづくり・都市基盤整備の計画推進 (1,379 百万円)
- 道路整備＝相模原インターチェンジ関連道を中心に国・県・市道の整備 (14,354 百万円)
- 道路施設・橋りょう点検補修＝トンネル、パデストラクタック、橋梁の安全点検、補修 (1,540 百万円)
- 窓口サービス、基幹システム改善＝コンビニ交付や基幹システム最適化 (1,022 百万円)
- 公文書館機能構築＝旧城山町議場を公文書館に改修、歴史的公文書検索システム構築 (60 百万円)

12月議会 江成議員(市民連合)の質問と回答

1. (仮称)子育て支援・子どもの権利条例について・・・・・・・・

① 子どもの権利条例の目的・理念は？

＜江成＞ (仮称)子育て支援・子どもの権利条例 (以下、子どもの権利条例と短く表記) について、私は、平成 23 年 9 月議会で一般質問を行った。答弁は、「条例制定に向けて、市民の参画や対話の積み重ねが大切であり、十分な議論・合意形成を図り、なるべく早い段階での制定を検討する」というものだった。

いま、2 年が経過し、多くの市民が、条例の早期制定と施策の具体化を期待しているが、改めて、条例制定の意義と目的、国連・

子どもの権利条約の理念・内容との関係について、見解を伺う。

＜回答＞ 条例の意義・目的は、子どもの権利を明らかにし、子どもの尊重・権利の保障、子ども自身による自他の権利の理解・尊重、権利侵害の救済など諸施策を定め、市民と市が一体に、子どもの最善の利益の確保することにあると考えている。また、国連・子どもの権利条約の理念・内容に基づき、本市の実情に応じた条例となるよう検討している。

＜江成＞ これまでどのような議論と取組を



(淡路市・野島断層保存館を視察参観しました)

重ね、現在どのような検討状況にあるのか？

＜回答＞ 条例制定にあたっては、市民意識の醸成や子どもを含めた市民の意見を幅広く伺うことが重要だと考え、子どもの権利条約に関するリーフレットの作成・配布、子どもも参画したシンポジウム、市民意識調査、子ども・子育て支援のニーズ調査などを行ってきた。教育委員会等と連携も図っている。

＜江成＞ いじめや体罰が全国的な問題になり本市でも深刻な事案が生じた。問題の克服に向け、子どもの権利の確立、理念の共有・実践化が必要だ。

そのため早期に条例を制定し、ユニセフの提唱する「子どもにやさしいまちづくり」の基盤を構築すべきだ。市の認識を伺う。

＜回答＞ 国際連合児童基金＝ユニセフの「子どもにやさしいまち」は、地方自治の場で子どもの権利条約の理念を実施すること、具体的には、子どもの権利を保障する条例の制定、総合的な子どもの計画の策定、子どもの権利の周知、子どもの参加などに積極的に取り組むまちと定義されている。

こうした取組は、子ども一人ひとりが、笑顔で安心して暮らすことができる地域社会の実現に繋がるものと認識している。

② これまでの論点・課題は？

＜江成＞ 「国連・子どもの権利条約の理念や内容に基づく」と言うことだが、権利条約の4つの柱である、「子どもの生きる権利、

育つ権利、守られる権利、参加する権利」の保障を盛り込む方向だと理解し、賛同する。

そこで、これまでの検討において、どのような論点、課題が上がっているのか伺う。

＜回答＞ この間の検討では、子どもの権利条約の遵守、子どもの意思・意見の尊重、市民意見の幅広い聴取、子どもの権利擁護・健全やかな育ちに必要なことは何か、条例の対象の明確化、条例の実効性の確保、などが論点となっている。

また、子どもの権利に関する市民意識の醸成が課題だと認識している。今後も継続的に、市民意識の醸成を図っていく。

＜江成＞ 子どもの権利保障について、「子どもを甘やかす」「教育現場の指導を困難にする」「条例による家庭の子育てや学校の教育への介入は、問題がある」などの批判、危惧の声も聞く。これらに対する見解を伺う。

＜回答＞ 子どもの権利は、全ての子どもが生まれながらに、無条件に有しているものだ。子ども自身がこの権利を正しく学び、相互尊重や公の秩序、道徳が前提にあることを理解すること、また、保護者には甘やかしたり、わがままを許すのではなく、発達に応じた指導の責任の位置づけなど、考えていきたい。

③ 子どもオンブズパーソンの位置づけは？

＜江成＞ 児童虐待やいじめ、体罰など、子どもの人権に係る問題が続発している。

子どもの権利擁護に係る相談・救済、子どもの最善の利益実現に向けた子どもオンブズパーソン制度を、条例の中に位置づけ、設置する必要があると思うが、市の見解は？

＜回答＞ 子どもの権利の保障を図り、子どもの最善の利益を確保するために、実効性のある相談・救済制度が必要だと認識している。市の実情に応じた仕組みを条例の中に組み込むことを考えている。

＜江成＞ 実効性のある相談・救済制度を条

例の中に組み込むとの積極的な回答を評価する。子どもの権利の代弁者、子どものエンパワメントする機能を重視するよう要望する。

④ 条例づくりへの市民・子どもの参加は？

＜江成＞ 「子どもの権利・人権に関する世論調査」を見ると、市民全体の認識が十分とは言えない。

条例づくりの過程で市民の意識を高揚し、また当事者である子ども自身が、自らの権利や実現の課題に向き合い、取り組んでいくことも必要だ。条例づくりへの市民参加、子ども参加について、見解は？

＜回答＞ 条例の制定過程で、子ども・市民の参加は不可欠だ。そのため、庁内関係課だけでなく、有識者、学校関係者、公募市民等で構成する検討組織の設置、学習会の実施など、幅広い参加の下に進めていきたい。

＜江成＞ 子ども自身が権利の主体者として学校や地域の段階から議論を積み上げ、例えばこの本会議場において子ども会議を開き、子どもの権利宣言を練り上げていくことなども有効だと思うが、市の見解は？

＜回答＞ 子ども自身による議論の積み上げは、大変重要だ。子ども学習会などで、対話形式の意見交換や、意見を率直に出し合い、深い議論ができるよう工夫していきたい。

＜江成＞ 子どもや市民に広くアピールする工夫を要望する。条例制定に向けた今後の取組とスケジュールを伺う。

＜回答＞ 先に述べように、市民意識の醸成、子ども・子育て支援ニーズの調査・把握調査、子ども・市民との対話などを重ねつつ、早い時期での条例制定を目指していく。

＜江成＞ 「早い段階」から「早い時期」という表現で、射程は縮まったと思う。市長の公約期間と重ね、今後1年間の取組が、大変重要だ。着実な取組を要望する。

⑤ 教委の認識といじめ問題への対応は？

子どもの生活の多くを占める学校のあり方は、子どもの権利保障の上で、極めて重要だ。また今日の教育課題に対しても、子どもの存在性とその権利を踏まえた取組が必要だ。この視点から、市教委の子どもの権利条例に対する認識といじめ・体罰問題の見解を伺う。

＜回答＞ 子どもたちの権利が侵害されることなく、社会全体が一丸となってこれを守ることが重要だ。市長部局と連携し、制定に向け取り組んでいく。

教師一人ひとりが、また教師集団としても人権意識を高め、子どもの権利への理解を深めるとともに、子どもが他者を尊重できる風土を培うことが、問題の未然防止につながる。

今後も子どもの権利の尊重、いじめや体罰問題根絶の取組充実に努めていく。

＜江成＞ 本市の「いじめ防止基本方針」について伺う。いじめは、どの子どもにも普遍的に保障される権利を侵害するものだ。従って、いじめに対する基本方針は、いじめられた子どもの権利の救済と回復に向けた対応を基本に据えるべきだ。教育委員会の見解は？

＜回答＞ すべての子どもには安心して生活し、楽しく学び、心豊かに成長する権利があり、いじめは、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、よりよく成長しようとする権利を脅かす行為だ。いじめ対策の基本方針として子どもの権利を中心に位置づけ各学校の人権教育の充実を図るとともに、地



(市民参加の総合防災訓練を参観しました)

域や家庭でも子どもが安全に安心して生活できるよう、啓発活動を推進していく。

⑥ 子どもの主体的な取組については？

＜江成＞ いじめ問題を克服し、安心して学び育つことのできる学校を創っていく主人公は、子どもたち自身だ。国のいじめ防止対策法にも規定され、国会の付帯決議もあり、文科省の基本方針にも明記されている。

本市の小中学校でも、子どもたちが主人公になったいじめ問題を解決する様々な活動が展開され、多くの共感と成果を生んでおり、いわゆる傍観者や観衆の立場を克服する道筋にもなると思う。本市のいじめ防止基本方針は、子どもたちが主人公になった活動をどう位置づけ、どう支援していくのか、見解を伺う。

＜回答＞ 各学校で児童会や生徒会が中心となり、いじめ防止に向けてお互いの人権を尊重し合うための具体的な行動について積極的に話し合いを行うなど、子どもたちが主体となった活動は重要と考える。また地域の行事やスポーツなどを通して、人とのかかわりを学ぶ必要もある。今後、基本方針に子どもたちの主体的な活動を明確に位置づけ、学校・家庭・地域の中で、子どもが主体になる取組が幅広く展開されるよう、支援に努めていく。

＜江成＞ 「子どもたちの主体的な活動」を、基本方針に項目立てをして記載するということか？確認したい。

＜回答＞ 基本方針には、児童生徒の主体的な活動推進の項目を設け、わかりやすい表記に努める。

＜江成＞ 子どもたちの主体的な活動の意義や役割、具体例など、子どもたちや学校や保護者、市民にしっかり伝わよう要望する。

⑦ いじめ行為への指導対応については？

＜江成＞ いじめの加害行為を行った児童生徒に対する懲戒や出席停止の措置について、様々な議論がある。

いじめの背景として、家庭環境や人間関係、経済的状况、様々なストレス、思春期の心の揺れなどが指摘され、これを踏まえなければ、本当の題解決にはならないと言われている。

いじめを行った児童生徒に、自分の権利の意味をしっかりと考えさせとともに、他者の人権を尊重する心情・態度を養わなければ、いくら罰しても、同じことを繰り返してしまうかも知れない。いじめ行為の要因を取り除き、真摯な反省と被害者への謝罪感情を育て豊かな人格を培うことが、被害者の人権の救済・回復・本質的な解決につながる、重要な道筋だと思う。

こうしたことから、いじめの行為には、毅然とした対応とともに、子どもの権利に視点を当てながら、あくまでも教育的配慮を踏まえた指導・支援を行わなければならないと思うが、市教委の見解を伺う。

＜回答＞ いじめを行った児童生徒は、心の触れ合いや連帯感、協調性の欠如等、その背景に様々な課題を抱えていることがある。行った行為に対しては毅然とした態度で指導をしながらも、その背景にある生活環境などを鑑み、一定の教育的配慮のもと、よりよく成長しようとする権利を尊重することを基本におき、粘り強く関わっていくことが重要であると捉えている。

＜江成＞ いじめの問題を克服するために、子どもの権利の視点から、子どもを中心に取組むことを、強く要望する。

2. 学力テストの結果の公表について……………

① 学力テストの目的とこれまでの課題は？

＜江成＞ かつて行われていた「全国一斉学力テスト」は、教育の姿を歪める弊害から1964年をもって中止された。

一方、子どもの学力の把握と課題解決の方策を探る目的で、平成19年から全国学力・学習状況調査（現在の学力テスト）が始まり、小学校6年生と中学校3年生を対象にして、

これまで合計6回実施されてきた。

この間、子どもたちが、知識を活用する応用問題や記述回答を苦手に行っている状況、家庭環境・生活習慣などの学力への影響が明らかになり、また学力テストの結果の公表を巡って首長と教育委員会の対立が生じたり、毎年実施することの必要性や費用対効果について様々な議論が続き、抽出調査や隔年実施で十分、莫大な予算は教育環境整備に回すべきとの意見も出されてきた。

しかし文科省は、今後も悉皆による全員調査を継続する方針を決め、来年度の実施要領では、従前の方針を変更して、学校別の結果が公表できることとした。

点数競争の激化や地域間の順位争い、学校の序列化など教育の本質を歪め、1960年代の学力テストによる教育荒廃の轍を踏みかねない事態に、多くの市民や教育関係者が、深刻な危惧を抱いている。1回の調査で55億円にも及ぶ予算は、少人数指導の充実や経済的困窮家庭の子どもへの学習支援など、実効ある施策に投入すべきという意見も広がっている。私も同感だ。この視点から質問する。

まず、そもそも論になるが、学力テストの目的は何なのか、本市の認識を伺う。

<回答> 全国学力・学習状況調査の目的は、文科省の実施要領に示されているとおり、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることだと認識している。

<江成> この間に実施された学力テストの経緯と、本市の全体として把握された課題、それを受けた取組について、伺う。

<回答> 本調査は、平成19年度から21年度までの3年間は悉皆で行われ、22年度、24年度については抽出及び希望利用調査、25年度は悉皆調査として実施した。23年度は、東日本大震災のため、中止された。

この中で、本市の児童生徒の学習状況として、19年度から24年度の各調査結果では、全国と同様に知識・技能は概ね定着している

が、それを活用する力に課題があった。25年度も同様な状況であり、根拠を明らかにして自分の考えを書くことに課題あった。

今後、自分の考えを明確にした文章表現や、身につけた知識・技能の活用を重視した授業や取組を充実する必要があると考えている。

② 結果の分析による課題と取組は？

<江成> 平成19年度から行われた学力テストの結果の分析から、本市の課題とその改善に向けた取組に大きな変化はあるのか？

<回答> 各調査から見られた課題も、それを踏まえた取組も、大きな変化はない。

<江成> 本市の課題として大きな変化はなく、授業改に繋げる方向も定まっている状況だと理解した。それでは、課題の改善を図るため、どのような取組を進めているのか？

<回答> 分析結果を活かして授業改善につなげるよう、各学校に助言・指導している。

具体的には、知識・技能の定着と活用する力の向上を図るため、指導主事が、計画訪問や校内研究会等で直接指導したり、授業改善を目的とした研修を実施するなど、教師の指導力向上に向けた取組を進めている。

また研究校を委託し、指導方法の工夫改善を図るとともに、研究の成果を市内各校に発信するなど、教育指導の充実を図っている。

<江成> 本年の学力テストにおける課題の分析、授業改善等の方向性、生活習慣や学習環境調査に関する結果の分析など、詳細な報告が市教委のホームページにアップされている。大変な労作だが、これらは、今後どのように活用されるのか？

<回答> 今年度の分析結果は、ホームページにも掲載して、広く市民にもお知らせしている。各学校の授業改善や課題解決に向け、指導・助言の資料として活用する。各学校でも、主体的に活用してもらおう。

③ 各学校段階の取組は？

<江成> 学力テスト実施上の学校の負担について、現場の声をどう把握しているのか？

<回答> 学力テスト実施や結果の分析に相



(全国都市問題会議出席の際、石川啄木像の前で)
当な時間が必要なこと、調査を補助する教員が不足するなどの声があり、教育課程のやり繰り、人員確保等の課題がある。

＜江成＞ 各学校も、それぞれの課題を把握し、改善に向けた取組を行っていると思う。具体的にどのような状況なのか？

＜回答＞ 各学校では、調査結果の分析をもとに、互いの授業を見合い、子どもたちが意欲的に取り組める授業づくりの実践に活かすなど、授業改善に向けた取組が、各学校で行われている。

＜江成＞ 各学校でも、子どもや地域の特性を踏まえた取組が、着実に推進されるよう期待するとともに、教育委員会の一層の支援を求めたい。

他県などでは、学力テストの正答率を上げるために、教育委員会が過去の問題集を配布して事前練習を働きかけたり、試験対策の補習を行うなどの例があると聞く。点数重視の偏りは疑問に思うが、本市としてそのような取組を行う予定はあるのかどうか、伺う。

＜回答＞ 全国学力・学習状況調査実施の目的は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることと認識し、単に正答率を上げるための取組等は考えていない。

④ 学力テストの結果公表と説明責任は？

＜江成＞ 「単に正答率を上げるための取組は考えていない」との見解と、教育本来の役割に即して、子どもたちの生きる力となる、豊かな学力を育むという方針を支持したい。

「結果の公表は学習調査の説明責任」との声もあるが、学力テストの説明責任に対する本市の考え方を伺う。

＜回答＞ 本調査に係る説明責任としては、結果の分析、本市の傾向や課題、具体的な改善方策について、保護者や市民に伝えるとともに、児童生徒の指導や学習状況の改善につなげていくことが重要だと認識している。

＜江成＞ 来年度の実施要領で、文科省が容認に転じた学校別の結果の公表については、どのように対応するのか？

＜回答＞ 本市教委は、本調査の目的を達成するために、授業改善、児童生徒の学力や学習状況の改善につなげるため、調査結果の分析を公表してきた。

26年度も、調査結果はこれまでどおり、よりよい学びや各学校の特色ある教育活動に反映することを基本的な考え方として、過度な競争が生じないように、検討していく。

＜江成＞ 来年度の学力テストの結果の公表について、「これまでどおり子どものよりよい学びや、各学校の特色ある教育に反映することを基本として、過度な競争が生じないように検討していく」との回答があった。

そこで、一つ確認だが、今年7月に、文科省により、学力テスト結果公表に関するアンケートが行われた。この文科省アンケートに対する、本市の公式の回答とその理由を伺う。

＜回答＞ 結果の公表は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるといふ、本調査の目的に照らして考えている。

また、本調査で測定できるのは学力の特定の一部などであることから、「各学校の結果の公表は、従来どおり、学校だけができることとし、教育委員会は公表できないようにする」ことが適当であると回答した。

＜江成＞ まだ教育委員会での合議決定がされていないため、現時点での明確な針は提示できないと思うが、外圧に負けない敢然とした、誤りなき判断を強く期待する。

これまで、学力テストの結果を分析し、課題を抜き出し、改善方策を定め、学校現場と一体的に授業改善等の取組を進めていると理解した。とすれば学力テストに対する説明責

任は果たしている、あるいは果たしつつあると思う。従って、特に学校別の結果を公表する必要性はないし、子どもの学力に係る課題や改善目標も明らかになっており、毎年全員の調査も必要ないと考える。本市としても、国に対して、55億円にも及ぶ経費は、行き届いた教を進める施策に充当するよう、強く求めて行くことを要望する。

3. ブラック企業について……………

① ブラック企業に対する認識と対策は？

＜江成＞ 長時間労働やサービス残業の強制、過重なノルマの押しつけ、理不尽なパワーハラスメントなど、労働者を使い捨てる、いわゆるブラック企業の存在が、大きな社会問題になっている。

ブラック企業の苛酷な労働環境から鬱病やその他の病気を発症し、長期療養を余儀なくされたり、働く場を失って貧困生活に陥ったり、自殺に追い込まれる悲惨な事案も生まれている。

また、これらによって生じる医療費や生活保護などの負担は、社会全体に押しつけられている。ブラック企業の存在は、若者の未来を奪い、社会の安定を脅かすものだ。

人権が保障され、働くことの尊厳が守られ、人々の希望を育む安心社会を推進するために、ブラック企業を根絶しなければならないと思うが、市の認識を伺う。

＜回答＞ 若者が生きがいを持って、安心して働ける環境づくりは、大変重要であり、労働基準関係法令に違反して、若者の使い捨てが疑われる企業等、いわゆるブラック企業が存在することは、到底、容認できないものと認識している。

こうした企業の存在は、従業員の健康面よりもコスト削減、利益追求を第一とし、法令を無視して長時間労働やサービス残業を課す企業の姿勢に要因があると考えます。

＜江成＞ ブラック企業を根絶するためには、基礎自治体の段階から、積極的な施策を

推進する必要がある。本市はブラック企業対策、取組の方向性をどう考えるのか？

＜回答＞ ブラック企業に対する監督・指導は、国の労働基準監督署の所管で、労働相談の実施、パンフレットやポスターの作成による周知・啓発などが取組まれている。

本市としては、現在、県の「かながわ労働センター」と連携して、市民相談の一環として労働相談や市内主要駅での街頭労働相談会、勤労者総合福祉センターでの短期労働講座などに取り組んでいる。

今後も、労働基準監督署やハローワークなど労働関係機関と連携し、相談者に対し適切な対応を図るとともに、産業界に対しては相模原商工会議所などを通じて、労働関係法令の更なる遵守等、働きかけていく。

② 市の取組への意見・要望

＜江成＞ 「ブラック企業は、到底容認できない」との市長の認識を、社会全体に広げていくことが重要だ。質問時間の関係で、以下、若干の意見・要望をまとめる。

ルール違反の労働条件に、不安や悩みをもっている市民にとって、身近な相談窓口は貴重だ。専門的機関やNPOへつなぐこと、あるいは総合就職支援センターの若者支援など、多面的な相談対応を求める。また、地域社会としてブラック企業に対抗するために、市民への広報や意識啓発も重要だ。

ブラック企業は、個別の悪徳企業の存在だけが、背景ではない。労働法制の規制緩和と労働者保護施策の切り下げ、非正規雇用の拡

大、成果主義の押しつけなど、無理や我慢を強いている状況が、ブラック企業がはびこることにつながっている。

誰もが安心して、生きがいと尊厳をもって働けるワークライフバランスの社会を実現す

るために、身近な労働現場の見直しも含め、着実な取組を進める必要がある。本市の積極的な取組を要望する。

【※質問と回答は一問一答に再構成し、一部割愛・簡略化しました。文責は江成にあります。】

公文書管理条例賛成討論

※江成議員が、市民連合を代表して「公文書管理条例」の賛成討論を行いました。

議案第101号 相模原市、公文書、管理条例について、本会議、及び委員会での質疑を踏まえながら、市民連合を代表して、賛成の立場で、討論を行います。

これまで我が会派では、金子議員をはじめとして、歴史的公文書も含めた本市の公文書の管理、活用のあり方について課題提起をし、公文書館の設置と合わせて、公文書管理条例制定の必要性を、たびたび訴えてきました。不肖、私も2013年9月議会で、この訴えを行いましたし、この間の本会議等におけるいくつかの議論については、議員諸賢にも、いささかのご記憶を頂いているのではないかと思います。

そしてこのたび、情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会による答申等を経て、本条例案が提案されましたことは、これまでの経過から、大変うれしく感じており、その取組を高く評価するところです。そして、本条例案において、市民の知る権利の尊重を明確に打ち出された市長の見識に、深く敬意を表したいと思います。

ここで、少し内容に触れます。これまでの代表質問等の質疑におきましては、旧城山町の議場を活用して、公文書館を来年度中に整備をしていくことも、明示されました。

現下の財政状況を考慮しますと、公共施設の新規の整備については、大変に難しい状況にあることは、十分に認識しているところであり、合併により遊休化していたとは言え、こうした既存施設を活用した施策も積極的なアイデアとして、広く市民理解を得られるものと考えます。

また、旧津久井4町の地域に、相模原市全域を対象とする公文書管理の拠点施設が誕生することについても、地域住民から歓迎されるものと考え、大変喜ばしく思うところです。

本条例の制定により、本市においては、現有している公文書、及び歴史的公文書を包含した公文書の、ライフサイクル全体が規律されることとなり、全国の自治体の中でも、先進的な公文書管理制度が構築されることとなります。このことの意義は、極めて大なるものと思いますが、制度の構築にとどまらず、適切に運用されていくことが、重要だと考えます。

そこで、以下何点かについて、要望と意見を述べたいと思います。

まずは今後、公文書等が誤って廃棄されることがないように、公文書誤廃棄等の防止に努めなければなりません。しっかりとしたチェック体制が必要です。そして、何よりも公文書がわかりやすく、かつ、適切な内容で作成されているかが、非常に重要です。後世の市民が、これを利用としようとしたときに、必要な記載が無かったり、わかりにくい文章で書かれていたのでは、市政に関する資料的、市民的財産としての価値を失い、廃棄されたものと、何ら変わりのないものになってしまいます。そうしたことを無くすためには、職員は、公文書のより適切な書き方を徹底するとともに、文書能力の向上に、一層努める必要があります。さらに、公文書等の決裁権者である管理職にあつては、それが後世の資料となることを常に意識し、公文書に対する認識を一層深化、向上させ、より適正な作成・決済を図ることが重要です。

こうしたことから、市においては、本条例の制定を機に、研修等により、職員の意識と能力の一層の向上に取り組み、その成果をしっかりと発現していくよう、要望します。

また、歴史的公文書の利用にあたっては、市民の情報アクセスが、より、しやすくなるための取組が欠かせません。本会議の議論で明らかとなりましたが、歴史的公文書の目録化については、まだ完結しておらず、検索等のシステム化も、今後、取り組むということで、検討段階にあります。

約2万5千点にも及ぶ簿冊の中から、一つ一つ保存状態と内容を確認し、それを目録化し、さらに入力作業とシステム化を進め、情報アクセスの仕組みを構築していく一連の取組には、膨大な手間と、相当額の予算が必要になるものと想定されます。当然、一気に全て、というわけにはいかないと思いますが、市民利用に直接寄与する作業でありますので、可能な限り、早急に取り組まれるよう、要望します。

さらに、ポスターやパンフレット、行政白書や計画などの作成物の扱いについてです。

これも、審議の中で明らかになりましたが、それらを作成する段階での意思決定にかかる文書は、公文書として本条例の対象となる一方、作成物そのものについては、公文書の範囲に含まれないもの、とのことです。ポスターやパンフレット、白書や計画などの作成物は、作成過程の意思決定に係る文書以上に、歴史的資料としての価値の高いものがあると思います。

その他にも、各種の記念グッズ、ホームページ等の画面データ、冊子等の作成のために撮影された写真など、様々なものが想定されるわけですが、市においては、こうしたものに係る管理と保存の基準を別途定める、とのことです。是非とも早急に取り組んで行くよう、これについても、強く要望したいと思います。

この他にも、本条例を効果的に運用していく上では、様々な課題が存在し、また新たな問題が生じると思います。その一つ一つを検証し、よりよいもの、よりよいシステムに育て上げていく取組が必要です。積極的、実践的に課題解決に取り組むよう、期待したいと思います。

本条例の第1条は、「市政の適正かつ効率的な運営」、「市政に関する市民の知る権利の尊重」、「市の諸活動に対する市民への説明責任の全う」を、目的に謳っています。

公文書の適切な作成、保存、管理、公開には、行政事務の適切な執行、行政の透明性の確保、歴史的資料の後世への引継など様々な効用があり、それは地方自治と自治体民主主義を鍛えるプロセス、そのものです。条例上、議会も実施機関となっており、私たちも含めて各実施機関が公文書に対する認識をさらに深め、より適切な文書管理が行われるよう、互いに、肝に銘じたいと思います。

最後に、本条例の制定に労を尽くされた職員、関係者の皆さん、そして、これまで議会討議を深められた議員諸賢にも、心から敬意を表し、私の賛成討論を終わります。

◎江成直士・市民相談室へどうぞ

- ☆ 教育、福祉、環境、交通……市民生活全般についてお問い合わせ・ご相談をお気軽にお寄せ下さい。地域の声を、生活者の声を、是非お聞かせ下さい。課題解決に、全力投球します。
- ★ 連絡先：相模原市議会議員 江成直士 事務所
- ☆ 〒252-0244 相模原市中央区田名3158-5 電話・F a x 042(762)0666(江成宅)
- ◆ 江成直士版「市議会だより」のご希望者をご紹介下さい。
お名前・ご住所をご連絡頂ければ、郵送致します。

